

平塚市成年後見制度利用促進協議会 議事録

日 時 令和3年3月29日（月）14：00～16：20

場 所 平塚市役所本館4階 410会議室

出席委員 町川委員、浅沼委員、田中委員、白澤委員、村田委員、菅野委員、渡邊委員、長橋委員、西岡委員

事務局 平塚市福祉部 岩崎福祉部長
福祉総務課 小菅課長、山崎課長代理、木村主査
高齢福祉課 岩本課長代理、大川担当長、渡邊主査
障がい福祉課 村田課長代理
生活福祉課 白井課長代理
平塚市社会福祉協議会 高橋事務局長、露木次長兼課長、
成年後見利用支援センター 中田副センター長、田中班長、馬場主任専門員

傍聴者 0人

（議題）

- 1 正副会長の選出
- 2 成年後見制度利用促進に関する取り組みについて
 - ア 平塚市成年後見利用支援センター事業について
 - ①令和2年度事業報告
 - ②市民後見人養成関係
 - ③令和3年度事業計画
 - イ 市長申立て、報酬助成について
- 3 中核機関、地域連携ネットワークの在り方について
- 4 その他
平塚市高齢者福祉計画（介護保険事業計画[第8期]）について

【配布資料】

・平塚市附属機関設置条例 ・平塚市成年後見制度利用促進協議会規則 ・平塚市成年後見利用支援センター設置規則 ・平塚市成年後見制度市長審判請求実施要綱 ・平塚市成年後見制度利用支援事業実施要綱 ・次第・委員名簿

（資料①-1～①-6）令和2年度平塚市成年後見利用支援センター事業報告

（資料②-1～②-2）市民後見人養成関係

（資料③-1～③-2）令和3年度平塚市成年後見利用支援センター事業計画

（資料イ）成年後見制度利用促進の平塚市の取り組み

参考資料

（資料（3）-1～（3）-5） 中核機関の設置検討について 他

・平塚市高齢者福祉計画（介護保険事業計画[第8期]）、平塚市高齢者福祉計画（介護保険事業計画[第8期]）概要版、パブリックコメント手続の実施結果について

- 開催に先立ち、会議の成立及び公開等について事務局から説明
- 委嘱状交付
- 会長、副会長の選出。互選により町川委員を会長、浅沼委員を副会長に選任。
- 委員自己紹介

これより会長による議事進行

会長

はじめに、議題2「成年後見制度利用促進に関する取り組みについて」事務局から説明をお願いいたします。なお、議題アとイは一括して質疑応答としたいと思います。

ア 平塚市成年後見利用支援センター事業について、資料①-1から①-6まで平塚市成年後見利用支援センター（以下「センター」という。）から説明。続いて資料②-1と②-2、資料③-1と③-2についてセンターから説明。

イ 市長申立て、報酬助成について、資料イを市担当者から説明。

会長

只今、事務局から説明がありました。御質問や御意見、補足すべきところがありましたら、お願いいたします。

委員

センターの相談のことについて、この場で意見を述べさせていただきたいと思います。コスモス成年後見サポートセンターの会員から次のような2つの事例を聞きました。1つは高齢者の方でケアマネージャーが自分の担当している利用者について、センターに相談を複数回面談したが、成年後見活動をしている専門職団体の連絡先リストを渡されて、「電話をしてみてください」というアドバイスで終わってしまったというのが1つです。もうひとつの事例は、障害支援事業所の相談員が成年後見制度の利用の必要性を感じて、市長審判請求の手引きに基づいて、要請書を書いて、センターに相談をしたところ、通常は市の担当者と内容をすり合わせてから相談に来るべきと強く言われてしまい、その後仕方なく市の担当者と一緒に相談に行ったが、結局は要請書の添削のようなことで終わってしまい、相談した意味があったのかという感想を持ったという事例がありました。成年後見利用支援センターの相談は、成年後見制度の利用につながるかどうかを左右する大事なポイントになると思うので、相談内容そのものの質について、あるいは制度について詳しくない方も気軽に相談できる場であってほしいことから、相談者に対する接し方について、十分考慮すべきと考えますが、いかがでしょうか。

会長

ありがとうございました。センターから、何かございますか。

事務局（センター）

個別の相談の内容については、本日手元に記録をもちあわせてはいませんが、普段の相談の中で、御指摘のように、相談者の方は制度をよく御存知でなかったり、裁判所で手続きすることも認識されていない方もいらっしゃいます。ですので、制度についてわかりやすく、後見センターの呼称として「よりそい」という名称をつけているゆえんもそこにあると思いますが、日頃の相談対応の中で、できるだけ御指摘いただいたようなことも踏まえて、今後の中核機関に移行した際には、今以上に寄り添ったかたちで御相談に応じられるように、できるよう努めていきたいと考えています。御指摘いただいたところについては、今後改善すべきところは改善していきたいと感じております。ただ、1点申し上げますと、専門職団体の連絡先をご紹介したことについては、今後の受任調整という中核機関の役割として期待されることにかかわってくるのではないかと思います。おっしゃられたように、御相談者の中には、「後見人として専門職でいい人を紹介してください」と、寄り添って支援して下さる後見人を求めている、そういう気持ちがあるのは、ひしひしと日頃から感じています。個別具体の専門職の方を紹介することは、今のセンターもそうですし、中核機関に移行したあともすぐには難しいかなと思っています。そのあたりの条件整備については、次のテーマである「中核機関・地域連携ネットワークの在り方」でもふれていますが、なかなか受任調整のところは課題が多くて、御指摘いただいたように、専門職団体の連絡先を御紹介するということにとどめざるを得ないという要素もございますので、この点については御理解いただければと思います。

会長

その他、御質問や意見はありますか

委員

今の相談の対応についてですが、やはり相談は成年後見制度利用促進法の中でも非常に大事なところだと思います。今までの相談窓口の対応がどうだったのかという反省から出発して、しっかり受け止めていく体制を作っていくこと。さらには、今までも地域包括支援センターで相談していたとしても、ニーズを受け止めきれなかったという反省から利用促進法があるということですから、やはりセンターの相談機能は、より悩みを抱えた人に寄り添ったものになるべきだと思います。ひとつ提案としては、相談窓口の面接技術のトレーニングは必要だろうと思います。情報提供するだけでいいというものではなく、本人の悩みに寄り添いながら情報提供していくのが大事なことです。どんな窓口職員でも、研修があります。国ホームページにも「悪い対応」「良い対応」のビデオがあるくらいですから、そういうもので研修したらいいのかなと思います。苦情の対応の体制をつくっていった方がよいと思います。相談のところは、苦情をしっかり実行できるようにして、相談の技術に反映していくのが大事なことです。何かあったときには、相談苦情のシステム

を整理、整備をしていくとよいと思います。お聞きしたいことの1つは、意思決定支援の講座について39名参加があったということでした。かなり多くの方が参加していると感じます。どんな人たちが参加されたのか。またもう1つ、親族セミナーの広報について、事前のセミナーも後見人になってからのセミナーも、広報しても後見人になかなか届かないということがあるので、どういう風に広報されているのか、今後どのように広報していくのかをお聞きしたいと思います。

事務局（センター）

1点目、意思決定支援の参加者については、居宅介護支援事業所、特養、地域包括支援センター、平塚市福祉部、NPOの方も参加していただきました。2点目、親族後見関係の予習セミナーは、民生児童委員、障害相談支援事業所、居宅介護支援事業所、包括支援センターに周知をしているところです。ただ親族後見人の情報は、家庭裁判所からも情報提供はないため、これからも家庭裁判所との情報交換しながら、より参加者が増えるようにしていきたいと思います。

委員

意思決定支援の講座を受講しました。今年度、市民後見養成講座など、色々なところに参加して勉強をしています。私は専門的な立場ではなく、親として、いろんところで勉強しながらよりよくできればと思って参加をしました。意思決定支援の第2回目の講座がYouTubeで配信されたので、娘が寝てからゆっくりと見ました。親としても、大事だと思ったことを講師が話してくださっていて、とても印象に残りました。本人をとりまく周りの人たちが、一生懸命本人のためにと、自分の経験やものさしで決めてしまっ、本人がどこかおきざりになってしまう、そういう支援がなりがちだということ。娘が思春期で自分の思うようにならないときに、娘の小さいころのまま、この子はこれが好きだからと親が決めてつけていて、でも娘はそうではなく成長している中で変わってくる。本人の気持ちを引き出す方法を親としても考えていかないといけないということ、この講座を聞いてすごく感じました。成年後見についても、そういう引き出し方をまわりの方がしてくれたら、本人によりそった支援ができると思いました。親族後見予習セミナーも、手をつなぐ育成会からも何名か参加されている方がいます。その人たちの話を聞いて、理解できていなくて、「成年後見制度を使うとお金がかかる」とか、「よくわからない」とかの回答が多くて、みなさん大事な自分の子どもの行く末を考えて心配していますが、成年後見制度の受け入れが「使うのか」「使わないのか」みたいにしてすごくかまえてしまう。成年後見制度のことを正しく理解されていないのがとても残念だなと思っています。市民後見人養成講座を受講したときに、コロナのこともあって受講の仕方を工夫していて、私は土曜日の講座は娘がデイサービスを利用できないので、参加できないのですが。大変ですが、平日バージョンとか土日バージョンとか分けられると、もっと受講できる人が増えるのではないかと思います。受講する人が増えれば理解する人も増えるし、後見人も増えるのではないかと。ことばだけ独り歩きして、捉えてしまっているのはとても残念な感じがしています。平塚市は成年後見制度とってもいいねとなるようにできればいいなと思いました。

委員

私も意思決定支援の2回目 YouTube 配信に参加しました。すごく見やすく、期間は決まっていますが、繰り返しみることもできましたし、演習のようなものも取り入れられていて、非常にわかりやすかったと思います。センターがコロナで中止せざるを得ないような状況が多い中、なんとか中止しないでできるように、デジタルを活用して果敢に研修をとめずにやってきたのは、素晴らしいことだと思います。あと、親族後見人に関する予習セミナーや講習会交流会についても、以前の協議会で、親族の後見人が大変苦勞されているところをなんとか後押しや応援できるようなことができないか、ということを他の委員がおっしゃっていたと思います。それを反映するような講座を新たに作ってやられているということで、柔軟に対応されていていいなと思いました。交流会について参加者が少なく残念だったということですが、もし他の自治体でやっているところがあればどういう風に人を集めているのかなどお聞きしながら、望んでいる方が多いのではないかと思いますので、工夫しながら継続できるといいなと思います。

会長

御意見は他ございますか

事務局（市課長）

貴重なご意見ありがとうございます。ただいま窓口での対応のこと、御本人は深刻に受け止めながら相談に来ているのに、もう少し改善できないか。苦情の体制も整備しないと、という提案も含めて改善点をいただきました。この点については、センターとも協議をしながら、よりよい環境になるように、また、そこでは先程からお話にでてるように制度が難しいということからやりとりになっているところもあるかもしれません。わかりやすく説明するということも課題だと思います。センターと協議をしながらやっていきたいと思います。また、広報については、できるだけ多くの人に知ってもらい、関心を持ってもらい、聞いてみたい、自分のことかな、相談してみようという流れが必要だと思いますので、これについてもこれで終わりということではなくて、わかりやすい周知の仕方を検討していきたいと思います。

会長

相談記録は、センター長にみてもらって御意見をいただいたりするようなことはありますか。

事務局（センター）

センター長の弁護士にも、記録は順次見ていただき、コメントが必要なケースについては、コメントをしていただいています。

会長

相談を受けた職員が足りなかった分をそういう場面でフィードバックしているということをやっているのでしょうか。

事務局（センター）

はい。

会長

他にございますか。

会長

私から1点だけ。先ほど、委員から、障がい者の御家族の方々が市民後見人になっていくようなしくみができていけばいいのではないかという御意見でした。今回資料2-2をみていただくと、養成講座第1日と第3日は土曜日に設定されている。養成講座を受けられる方は、どうしても若い方だと土日でないとなかなか受けられない。それがネックになって、できたら市民後見人になってもらいたい、なりたいたときに養成講座を受けられないということが過去にあったと記憶している。今回現実的に土曜日に行えている。それをみると、第2日目と4日目は木曜日となっていますが、ほとんど市の職員が講師となっていて、平日に設定されたのかと思います。コロナの中で、リモートで再生するというのも現実にもやってみてうまくいくのではないかということがわかってきたと思います。例えば、市の職員が講師となるような講義は、録画して土日に見てもらえるようなかたちで開催すれば、全部土日に開催が可能になるのではないかと思います。もし、そうなれば、我々からしたら、ぜひ市民後見人になっていただきたい、障がいのある方の兄弟、そういった方で、ある程度若くて、活力もあるような方々が土日開催されるのであれば受けてみたいなと思ってみたい方も増えていくのではないかと思います。コロナを逆手にとって、土日で養成講座を開催できるようなことをできたらどうかと思います。

会長

その他、御意見ありますか。

委員

市民後見人支援のことについてですが、裁判所の流れとしては、身近な親族に成年後見人になってもらいたい。それを支えるしくみをどう作るのか。このあとの議題にある中核機関の大きな役割と、この頃進んでいる感覚です。今裁判所が考えているのは、そこの1点だと思う。例えば、ばあとなあ神奈川も、社会福祉士は3500人くらいいます。しかし、ばあとなあ神奈川で社会福祉士が専門職後見人になれるかというところではイコールではないです。後見人は後見人の視点で考えないといけないのと、福祉の専門職としての機能、両方をもった、その中で養成課程をやっている、試験もやる、かつ、ばあとなあ神奈川の名簿に登録したあとに、必ず初めての受任講座もやっていて、これは必須研修です。後見人に、ばあとなあ神奈川の名簿に登録してから初めての受任研修を必ず受ける、亡くなったときの終了事務研修を必ず受ける。倫理研修を定期的にやる、こういったことを専門職後見人ですらやっていかないといけない。恐らく、コスモス成年後見サポートセンターも、成年後見センター・リーガルサポートも厳しくやられていると思う。専門職後見人でもこのような状況です。なので、親族後見人に対しても丁寧にかかわってあげることがすごく大事なのかなと思います。大変だと思いますが、力を入れてほしいと思います。今、大阪

では短期監督人のような制度を作って、例えば親族後見人は、まず専門職で選任というのと、どうしても親族はがっかりしてしまう。親族後見人を選任して、1年間だけ後見事務をやるための監督人ではなく、サポートするための監督人をつけましょう、としていて、25人養成している。そんなこともやっていて、神奈川もできないか。なんとか身近な本人のことを親族ができる限りみていってあげたいなという思いを尊重してやっていくことが、本人の幸せにもつながると裁判所も考えている。そういう流れに沿ってしくみを考えているという情報提供です。

会長

次の議題に移りたいと思います。

つづいて、議題3「中核機関、地域連携ネットワークの在り方について」事務局から説明をお願いいたします。

中核機関、地域連携ネットワークの在り方について、参考資料及び資料(3)-1を市福祉総務課から、資料(3)-2～(3)-5をセンターから説明

会長

只今、事務局から説明がありましたが、これから検討していくに当たり、共通認識として補足すべきことや、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

委員

質問させてください。資料3-2の1の(2)「相談機能」や「後見人支援機能」について、どこまでかわるのかという話のところで、具体的な条件の設置をされようとしているところですが、一般相談の場合には、広く相談を承りましょう、後見人支援機能を果たす場合においては、御本人が平塚市在住をという条件を設定するのはなぜなのか教えていただけたらと思います。今、広く国をあげて成年後見制度の促進をしようという中なので、居住の条件を設ける発想がどういふところからきているのかを教えていただけたらと思いました。

事務局(センター)

ただいま、委員からご質問いただいた②の後見人支援の部分について、住所を要件という大きな理由のひとつとしては、後見人が平塚市在住という場合は、御本人が東京にいらっしゃって管轄裁判所が東京家庭裁判所というケースが考えられます。家庭裁判所によって運用が若干違うところについては、書類は比較的全国統一になりつつありますが、運用については家庭裁判所の個別性がまだまだあるようにきいております。ですので、委員から御指摘いただいた平塚市在住にするのか、それとも横浜家庭裁判所の管轄、すなわち県内だったら差し支えないかもしれませんが、都道府県をまたぐとなると、運用の部分で中核機関がどこまで助言ができるのかというのが少し難しいのかなというところがありまして、こうした点を検討の対象としているところです。

委員

中核機関ですから、色々な機能、パーツ、相談の在り方とかを整理していこうということだと思いますが、この資料をみていると慎重な感じもします。一般相談という名前であるけれど、成年後見制度ありきという感じもします。基本的に中核機関は、権利擁護の体制の中核機関であるので、やはり、不安になっている方の一般相談の広げ方はもっと柔軟であるべきだと思います。そのことを大事にしながら、具体的な案件に入ったときに、本人支援、本人中心主義と本人の権利擁護と後見人とのかかわり、裁判所との立ち位置とかを具体的にやらないといけない。これは分科会とかを作って、やった方がいいのではないかと思ったりしました。実際具体的な事例がどうなのか、例えば相談支援のあり方、受任調整の在り方について、こういった協議会でもいいが、もう少し細かいところで中核機関の職員だけで悩むのではなく、士業の先生とかも入っていただきながら、法律的なこととか、部会方式でルール化していった方がいいのではないか。中核機関に弁護士の先生もいますが、少しそのパーツ、パーツにおいて議論した方がいいのかなと感じます。

委員

私も同じような見解です。本日御説明いただいた資料は課題がよく整理され、わかりやすいと思っていました。しかし、それぞれしっかりしたものを作ろうとしたときに、本当に大変な作業になるだろうと思っています。例えば、相談に対してのルールの明確化、文書化というところ、まさにこれが最初の最初の大事なところで、かつ一番難しいところの話だと思います。かつ、これから、寄せられる相談は、複雑で他問題という事案が出てくることを想定すると、一概に文書化と言っても非常に難しいと思いました。またもうひとつ、申立支援というところの中で、さきほどコスモス成年後見サポートセンターからの話にもあったが、相談に来た方に専門職団体の連絡先を知らせて、不親切だったという感想をいただいてしまうことがある一方で、あまり手厚く手続きを支援すると、司法書士や弁護士との間ではどうなのかということも出てくると思う。そういうところ、専門職、参加している委員の方、個別個別にポイントをしばって協議していく場を設定するのもありかなと思いました。

会長

ただいま、2人の委員から重要な御指摘がありました。ルールに関して、資料3-4のところ、おそらく中核機関として何をやるのか、その部分だと思う。相談に関する問題というようにおっしゃっていましたが、私もまさにそう考えています。一般の法律相談は、相談に来られた方がお困りだから、その方のために相談に乗るということになる。そのため、相談者その方に対して守秘義務を負うわけです。しかし、中核機関はそうではないのではないかと思います。中核機関は、相談に来られた家族が、例えば、父親がお金をたくさん使ってしまうから、使わないように私が後見人になりたい、というお子さんからの相談もたくさん受ける。そういう人が来たら、その相談者のために活動するのではなく、お金を使うのをやめさせてほしいという相談者のためではなく、本人（お父さん）のために活動しないといけない。それが中核機関に与えられた役割だとい

うことを最初に明確化しておく必要があると思います。その上で、中核機関はそういう機関だから、ということをしかりうたって活動していかないと、絶対にまちがえなく相談者と中核機関の職員との間でトラブルになる。ですから、そこをしかりうたっておくのが、まず立ち上げる前に法律家がかかわって、きちんとしたルールを作っていくのが一番最初の仕事になってくるのではないかと思います。ただルールさえ作ればよい、それも相談に来る方に、我々の機関はそういう活動をしているのだから、ここに来た以上あなたの権利を守るわけではない。あなたが後見人になろうとしているかもしれないが、本人のことを守るためにやっているのです、ということをごだけ詳しく説明をしても、説明しすぎることはないくらい説明しないと、トラブルは避けられないと思います。ぜひそこを作るための分科会を早めに作って、呼びかけて、それを作って組織をどうするかということを考えていくべきではないかと思います。いかがでしょうか、そこは共通の部分になりますか。ここについて御意見ありますか。

事務局（市課長代理）

御意見を色々いただきました。分科会などを作って、検討していくことが必要でないか。それにあたり、中核機関は相談者のためではなく、ご本人の権利を守ることを前提としているという大変貴重な御意見を頂きました。まず、分科会の設置についてですが、これは現実的なお話になります。委員さん専門職の方々に参加いただくことになると、報酬の予算のことも必要になります。そのあたりが、大丈夫でしょうか。令和3年度中の中核機関設置を考えていますが、それまでにどこまでつめられるかということは、具体的に話をしていないと難しいと考えております。私どももご本人のための機関であり、ご本人の権利擁護、そこを前提として考えていくというのは大前提で考えたい。中核機関を設置する中で、先程申し上げたような新しい取り組みをやっていきますといったことは中核機関設置する、移行するにあたってまずやっていきたい。それに加えて、今言ったルールを現実的には少しずつ継ぎ足していく。やっていく中でルール化をはかっていくことが必要だと考えています。まずは現在のセンターの運営の仕方が基本にあって、そこを運営していく中で先程の説明にあった新しい機能をいくつかやっていく。そういうことをやって行く中で、さらにみなさまの御協力をいただければ、分科会などを作って、ルールを検討していく。ルールを作るのにどのくらいの期間を要するのか、何をめざすかということも含めて一回よく考えていく必要があると思いますので、この場で、いつまでにどうするかを言えないので、持ち帰らせていただきたい。今後どうしたらよいのかをまだ御相談したいと思いますので、よろしく願いいたします。

会長

確かに、相談に来られた方とのトラブルを避けるために、ルールをうたう必要があると私は思っています。しかし、ルールを作ったとして、果たしてそれが法的に有効なものかどうか。もしかしたら、相談者のプライバシー権、これは相談者がみずから放棄することを期待しているが、そういうことができるのか、まして、相談者の中には十分な理解力がない方もいるかもしれない。役所だから大丈夫という相談者を中核機関は最終的にうらぎることになる。ルールがあるから仕方ないと言い切れるのか、そこのところは法的に整理されていてルールを作らないと、難しい問

題が生じてしまうということがありますから、どうかたちでつくるのかは慎重にやっ
ていかないといけない。それをどうやれば有効なものにできるのか、もう少し私のほうでも弁護士会に
きいてみて、回答をもらえるかどうか、どうかたちであれば、できるのか考えていきたいと
思います。

この辺りの議論はこのくらいで、その他にありますか。

予定の時間ですが、みなさん時間は大丈夫ですか。もう少し議論をしたいと思います。

次回開催は9月あたりでしょうから、何か今の段階で発言しておきたいことはありますか。

委員

相談機関としての課題は出てきていると思うので、それをまとめる作業が必要ではないかと思
う。相談に対するガイドラインを作るなどが必要なのではないか。支援者にも研修をやっていく
などの発信力はある。平塚市の成年推進体制の基本理念はこうである、相談姿勢はこういうもの
だというものを基本理念にして、その中にきちんと申立支援の在り方、苦情に対するスタンスと
かを各論でまとめられるのではないか。法律家、相談のプロなどがかかわって、そこからセンタ
ーでの事例を共有化して決めるなどその程度のことをやっていかないといけないのではないか。そ
れをあいまいにして、研修を地域包括支援センターや障害相談支援事業所に持っていっても基本
姿勢がぐらついてしまうと、制度利用ありきだと、どうかと思うので、きちんとやった方がいい
のではないか。センターの内部でやってもいいのではないかと思います。

会長

現状よりは、作っておいたほうが上手くまわるときはまわると思います。ただそこでトラブル
が生じた場合には、職員の身を守ることにならない。おそらく中核機関を立ち上げた場合に、中
核機関へ行けば自分の成年後見の悩みは解決できると思って、職員を信頼して相談したら、そこ
で職員に話してしまったことがもとで、相談者が期待していたものとは全然違うものになること
が現実に起こり得る。そうなったときに、どうするか。そこは簡単にはいかないと思います。

委員

今日初めて参加しました。中核機関がどういうことになるのかわかりませんが、私が正直感じ
たところとしては、職員の身を守るという姿勢が最初からあっていいのかということが気になり
ました。私も自分で自分の判断ができなくなったときにどうなるのかという不安がすごくありま
す。しかし、それをどこに相談に行くのか、どういうときに相談のきっかけになるのか。倒れて
しまっていたらどうなるのか、不安があります。どこの機関ともかかわっていない、1人でな
んとか頑張ってきた人は、将来どうなるのかという不安があると思います。それが成年後
見や権利擁護の話の出発点だったと思います。成年後見を担当してみて、すごく大変だと感じま
した。様々な事柄が起きます。親族は、なんで親族後見はダメなのかというものすごい反応があ
ります。それを私たちから、ダメとは言えないですが、その一方で、使い込みという問題も起こ
っていることもあります。親族の感じている思いや、親亡きあとの我が子をどうするのかという

今の現実の根本的な不安のところは何にも解決できないと感じます。中核機関のイメージとしては、行政のもっているやわらかさが国民に対して、あそこに行けばなんとかなるというイメージとしてあるといいのではないかと思います。親族は裁判所での受理面接でも身構えていて、なんで親族はあまり選任されないのかという思いがものすごくあるわけです。確かに私たちも専門家だけでいいのか、日々ご本人の気持ちを支えているというのが後見の大きな役割の部分であって、そのあたりが専門家だけでいいのかと正直思いながら、やっていました。今後、親族を中心にして、親族に対して法的に色々した後見監督みたいな専門家を活用したりするかたちで、裁判所でも考えているようですが、中核機関がイメージとして、もう少し気楽に相談できるような窓口、だいたいの道筋を教えてくれるのもいいのではないかと私は感じました。実際、裁判所の後見監督の担当者のところにはものすごく問題が入ってきて、それに対する対応で時間がなくなるくらいです。広く皆さんから親しまれることが大事なことになると思います。どこまでやっていくのかを考えるわけですが、最初からどこまでやらないとか、これ以上はやらないとなってしまうと、お役所的なかたちになってしまうと思います。親族後見人に対する支えなど、親族交流会を1回やられていて、すごくいいなと思います。またできるというようになるといいなと思います。

会長

今は、現在センターがやっている仕事の延長線上で対応せざるを得ないということになるのかと思いますが、その中でもこういう部分を評価して、大事にして、優先順位の中で、なにをやっていくといいか、これをやってもらえたらというご意見があればどうでしょうか。

委員

まずは相談者に対して本当に親身になって対応してもらいたいと思います。色々聞こえてきます。相談した方は素人でよくわからないことがあります。その人にわかるように説明し、かつ、できたら、先程の御説明で誰かを選ぶわけにいかないのであれば、この中から誰かを選んでくださいと言って、連絡をとってあげて、向こうからの連絡でもいいと思います。人でなくて団体に連絡をとって、相談してくださいとつなげる、それくらいまではなんとかやってもらえないのかなと思います。実際に相談に行ったときに、何回か行っているが同じ話が出てくる。聞き方について、研修した方がいいと思います。一番大切な部分をぬけて、とばされてしまったということもあったと聞きました。市長申立をしたら、けられました、一番大切なものがぬけてしまうということがある。また、これも以前から話していますが、広報件数だけでなく、実際にどういうものが、結果もある程度、報告書にのせていただけたらと思います。

会長

その他、ございますか。
どうもありがとうございました。それでは事務局にお返しします。

事務局（市課長）

長期間にわたり審議をありがとうございました。予定の時間が過ぎていますが、その他で説明

をさせていただけたらと思います。

議題4 平塚市高齢者福祉計画（介護保険事業計画[第8期]）について、高齢福祉課から説明をお願いします。

議題4について、高齢福祉課から説明

事務局（市課長）

それでは、本日予定していた議題はすべて終了しました。長時間にわたり、貴重な御意見、検討に向けての視点や御意見をいただきまして、本当にありがとうございました。今後は委員の皆様様の御助言をいただきながら前に進めていきたいと思っております。今後どうぞよろしく願いいたします。これをもちまして平塚市成年後見制度利用促進協議会を閉会いたします。どうもありがとうございました。